



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年5月26日（火） 第10400号

目次

	ページ
告 示	
○土地収用法に基づく収用又は使用の手続開始（監理課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
公 告	
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	3
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	3
○同	3
○同	4
○同	4
○開発工事の完了（建築課）	4
落 札	
○落札者等の決定（デジタルトランスフォーメーション課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第145号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により、収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法34条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 電源開発送変電ネットワーク株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線新赤城線保全事業(群馬県みどり市大間々町上神梅地内から同県桐生市新里町高泉字東本漆地内まで)
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 なし
 - (2) 使用の手続が開始される土地 群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び同市大間々町下神梅地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 みどり市役所笠懸庁舎

◎群馬県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字植栗字山根295番の1地先から同郡同町大字同字下泉333番の1地先まで	前	15.5~25.9	50.5
			後	15.5~20.9	50.5

◎群馬県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の	路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	-----	---------

種 類			
県道	渋川東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字植栗字小沢沢915番の4地先から同郡同町大字同字田野原702番の40地先まで	令和8年5月27日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域 新田大地区、新田小金井地区、東今泉地区及び出塚粕川安養寺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 新田大地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 新田東部工業団地第二地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東金井東今泉地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 出塚粕川安養寺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字前谷5151-3、字下中野5152-3	邑楽郡邑楽町大字中野1893番地2 モワメールⅡ201 清水時雄、清水美幸
2	佐波郡玉村町大字上之手1536-20、1536-26	佐波郡玉村町大字板井1124番地1 プルミエールA101 平田柊人、平田真緒

■ 落札

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県庁情報通信ネットワーク改修設計委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年5月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー
- 5 随意契約に係る契約金額 101,178,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 5 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
